

介護給付費等の過誤処理について

(1) 過誤とは

国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合に、事業所から保険者に過誤申立をして、給付実績を取り下げる(支払金額の返還を行う)処理のことです。

(2) 過誤の種類

① 通常過誤

給付実績の取り下げのみを行います。

② 同月過誤

給付実績の取り下げと再請求の審査を同月に行います。行政指導(監査)等により返還金が発生した場合など過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合に、同月に再請求を行うことで差額調整を行い、支払額への影響を軽減させます。

(3) 保険者への連絡及び提出書類

過誤処理を行う際は、該当保険者へ連絡の上、申立書等を提出してください。保険者によって提出書類や提出期限が異なりますのでご注意ください。

過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合など、過誤をすることで支払に影響がでるような場合には、必ず事前に保険者へ相談してください。また何月審査で処理を行うのか、必ず保険者と調整を行ってください。

(4) 連合会における過誤処理

事業所より申立てられた情報は、保険者において取りまとめられ、国保連合会へ提出されます。国保連合会においては、通常過誤と同月過誤とに分けて、月2回の過誤処理を行っています。

(5) 事業所への過誤決定通知

国保連合会において過誤処理を行った翌月初旬に「介護給付費過誤決定通知書」にて通知します。

(6) 連合会への再請求

① 通常過誤

「介護給付費過誤決定通知書」で過誤処理完了を確認した上で、再請求を行うことができます。

② 同月過誤

過誤処理を行う同月に再請求を行うことができます。再請求がなかった場合は過誤処理のみを行うこととなります。また、再請求分が審査においてエラー返戻となる場合には差額調整が行えませんが、誤りのないようご注意ください。

(7) 事業所への審査結果通知

再請求分の審査結果は、国保連合会において審査処理を行った翌月初旬に、「介護給付費等支払決定額内訳書」等で通知します。

(8) 事業所への支払額

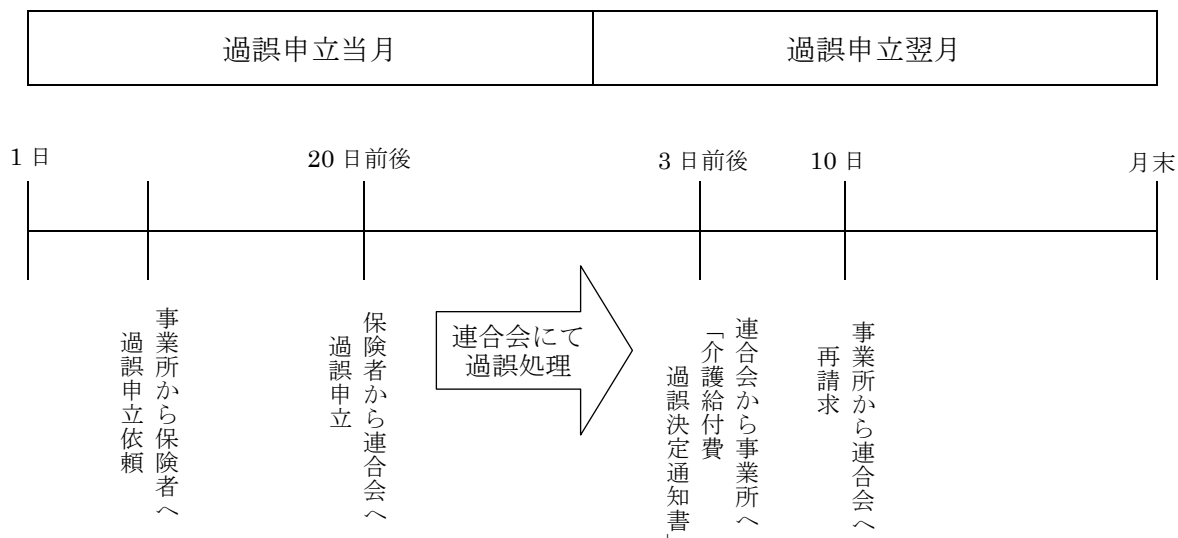
① 通常過誤

介護給付費審査決定額から過誤金額(過誤分の保険請求額と公費請求額)を引いた額になります。

② 同月過誤

再請求分の金額を含む介護給付費審査決定額から過誤金額(過誤分の保険請求額と公費請求額)を引いた額になります。

(9) 事業所の過誤依頼から連合会への再請求まで(通常)



(10) その他注意事項

- ※ 同月過誤を行う際は、必ず同月に再請求を行ってください。
- ※ 「介護給付費等支払決定額内訳書」の「審査決定欄」、「過誤調整欄」、「支払決定欄」にそれぞれの金額を計上しています。審査決定額から過誤調整額を差し引いた金額が支払決定の金額となります。また、過誤調整の内訳は「介護給付費過誤決定通知書」に記載しています。
- ※ 過誤金額が介護給付費審査決定額(同月過誤の場合は再請求分を含む)を上回った場合(過誤金額>審査決定額)、事業所への支払いがマイナスになります。この場合、国保連合会からの請求に基づき指定する期日までに現金一括でお支払をいただくことになります。過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合には、事前に保険者に相談の上処理を進めてください。
- ※ 国保連合会で審査確定していないものについては過誤処理の必要はありません。審査結果を確認して処理を行ってください。
- ※ 過誤が決定しないうちに再請求をされるとANN4エラー(過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです)になり返戻となります。「介護給付費過誤決定通知書」で過誤処理完了を確認した上で、再請求をしてください。
- ※ サービス計画費の実績を取り下げた(過誤)後の再請求の際には、給付管理票の提出の必要はありません。サービス計画費のみの請求をしてください。なお、給付管理票の内容に変更がある場合は、給付管理票の「修正」をしてください。
- ※ 同一審査月に、同一被保険者の同一サービス提供月の「給付管理票の修正」とサービス事業所からの「過誤処理」については、過誤が優先処理となり、給付管理票の修正ができません。給付管理票がANN7エラー(既に過誤調整を行っています)になり返戻となります。事業所間の連携をお願いします。

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|--------------------|-----------------|------------------|----------------|
| 給付管理票(新規) 請求明細書 | 請求明細書 | 給付管理票(修正) | 請求明細書 |
| 審査決定 | サービス事業所 過誤処理 | 支援事業所 再審査(修正) | サービス事業所 再請求 |